

平成25年10月以降の手当額について

- 現在お支払いしている（児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく）手当は、平成11年から13年にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法で手当額を据え置いたことなどにより、本来の手当額より1.7%高い水準（特例水準）になっています。（参考1）
- 平成24年11月に成立した法律（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号））で、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。具体的には、本来の手当額との差の1.7%を平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に解消することとなっており、平成25年10月からは手当額が0.7%の引下げとなります。（参考2）
- 児童扶養手当等の手当額は物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み（物価スライド）を基本としているため、上記に伴い改定が行われるところです。
 - ・ 児童扶養手当法（昭和60年法律48号。以下、児扶法）
児童扶養手当
 - ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律134号。以下、特児法）
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
 - ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律117号。以下、被爆者援護法）
医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当
- また、以下の各種手当の額についても、毎年度、児童扶養手当等の手当額の改定の仕組みに倣い、給付額の改定を行っています。
 - ・ 被爆者援護法
介護手当
 - ・ 予防接種法（昭和23年法律68号）
医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金
 - ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律98号。以下、特措法）
医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金
 - ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律192号。以下、機構法）
医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金

<平成25年10月から平成26年3月までの児扶法に基づく手当額>

	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月～平成26年3月（月額）
児童扶養手当（全額支給）	41,430円	41,140円
児童扶養手当（一部支給）	41,420～9,780円	41,130～9,710円

<平成25年10月から平成26年3月までの特児法に基づく手当額>

	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月～平成26年3月（月額）
特別児童扶養手当（1級）	50,400円	50,050円
特別児童扶養手当（2級）	33,570円	33,330円
障害児福祉手当	14,280円	14,180円
特別障害者手当	26,260円	26,080円
経過的福祉手当	14,280円	14,180円

* 実際に引下げとなる額については、端数処理等の理由により、平成25年4～9月の手当額の0.7%に相当する額と完全に一致するものではありません。

＜平成25年10月から平成26年3月までの被爆者援護法に基づく手当額＞

	平成25年4～9月（月額）	平成25年10月～平成26年3月（月額）
医療特別手当	136,480円	135,540円
特別手当	50,400円	50,050円
原子爆弾小頭症手当	46,970円	46,650円
健康管理手当	33,570円	33,330円
保健手当（法第28条第3項各号 のいずれかに該当する場合）	33,570円	33,330円
保健手当（該当しない場合）	16,830円	16,720円
家族介護手当	21,420円	21,270円
介護手当の下限額	21,420円	21,270円

<平成25年10月から平成26年3月までの予防接種法に基づく手当額>

	平成25年4～9月	平成25年10月～平成26年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,600円	月35,300円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,600円	月33,300円
障害児養育年金（1級）	年1,520,400円	年1,509,600円
障害児養育年金（2級）	年1,215,600円	年1,207,200円
障害年金（A類疾病：1級）	年4,860,000円	年4,825,200円
障害年金（A類疾病：2級）	年3,888,000円	年3,860,400円
障害年金（A類疾病：3級）	年2,916,000円	年2,896,800円
障害年金（B類疾病：1級）	年2,700,000円	年2,680,800円
障害年金（B類疾病：2級）	年2,160,000円	年2,144,400円
死亡一時金	年42,500,000円	年42,200,000円
遺族年金	年2,361,600円	年2,344,800円
遺族一時金	年7,084,800円	年7,034,400円

<平成25年10月から平成26年3月までの特措法に基づく手当額>

	平成25年4～9月	平成25年10月～平成26年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,600円	月35,300円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,600円	月33,300円
障害児養育年金（1級）	年1,183,200円	年1,174,800円
障害児養育年金（2級）	年945,600円	年939,600円
障害年金（1級）	年3,780,000円	年3,753,600円
障害年金（2級）	年3,024,000円	年3,002,400円
遺族年金 （生計維持者である場合）	年3,310,000円	年3,280,000円
遺族年金 （生計維持者でない場合）	年2,480,000円	年2,460,000円
遺族一時金 （生計維持者である場合）	年33,100,000円	年32,800,000円
遺族一時金 （生計維持者でない場合）	年24,800,000円	年24,600,000円

<平成25年10月から平成26年3月までの機構法に基づく手当額>

	平成25年4～9月	平成25年10月～平成26年3月
医療手当（月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院）	月35,600円	月35,300円
医療手当（月8日未満入院又は月3日未満通院）	月33,600円	月33,300円
障害年金（1級）	年2,700,000円	年2,680,800円
障害年金（2級）	年2,160,000円	年2,144,400円
障害児養育年金（1級）	年844,800円	年838,800円
障害児養育年金（2級）	年675,600円	年670,800円
遺族年金	年2,361,600	年2,344,800円
遺族一時金	年7,084,800円	年7,034,400円

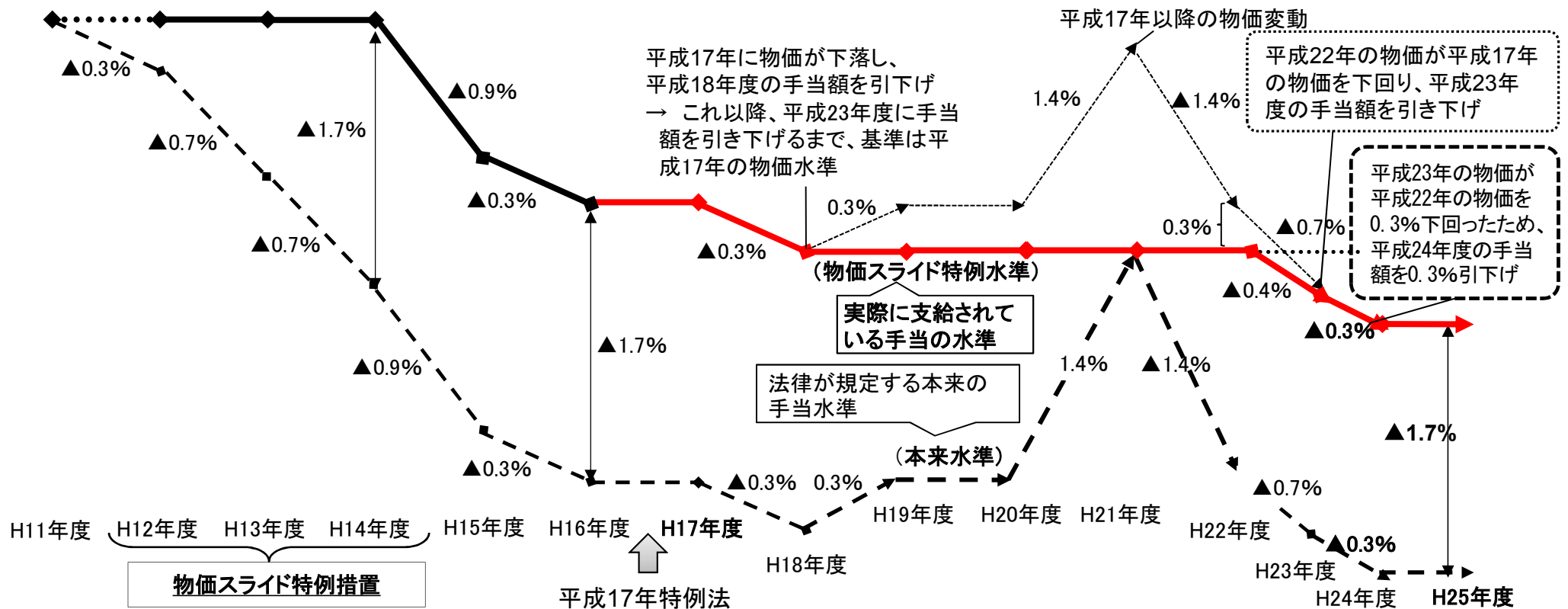
児童扶養手当等の額の改定の仕組み

(参考1)

- 現在、支給されている手当額は、過去、物価下落時に手当額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。（特例水準）
- 特例水準の手当額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の手当額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
- 一方、法律上本来想定している手当額（本来水準）は、自動物価スライド規定に基づき、政令で、物価の上昇や下落に応じて、増額や減額を行うというルール。

(参考)

- これまで年金と連動し、改定を行っているのは、例えば、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となってひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。
- 年金の特例水準が2.5%であるのに対し、児童扶養手当等で差が1.7%である理由は、手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっていることによる。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度（19年度、21年度）に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。



特例水準解消のスケジュール

物価変動のない場合 【25年10月(▲0.7%)、26年4月(▲0.7%)、27年4月(▲0.3%)】

※実際には、物価の変動により、特例水準・本来水準とも変化
※本来水準が特例水準と一致または上回った場合に特例水準は解消

